

資料

政府と中央銀行との関係

1. はしがき

本稿は「各国中央銀行の政策決定機構」と題する当局調査（昭和32年8月調内第3号）の総説に当る部分の引用である。同調査は主要国中央銀行の政策決定機構につき、その組織、権限、政府との関係などの諸点を、主として法規面より調査したもので、対象とした国は欧米14（米国、英国、フランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、オーストリー、スイス、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、カナダ）、東南亜および太平洋洲6（インド、パキスタン、セイロン、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド）計20か国である。

これら諸国の中銀の大半は、戦後制度的に大きな改正を経たものか、もしくは新しく制定された中央銀行法に基き設立されたものであり、最近の各国における中央銀行法立法の動向を窺知せしめるとともに、中央銀行の地位、責任、在り方などについて示唆するところが多い。

2. 一般的傾向

(1) 国有化

1930年代の大不況により国際金本位制が崩壊し、管理通貨制度が支配的となるにつれ、各国の中央銀行は金という客観的標準を離れ、自らの判断と責任において通貨を管理するという国民経済上きわめて重要な任務を課せられることとなり、それに伴い多くの中央銀行は機構および機能面において幾多の改正を受け、従来の私企業的性格を脱して国家機構の一部とみなされるようになつた。こうした中央銀行の性格の変化の一つの現われは所有形態の変化、つまり中央銀行資本の民有から国有化への動きであろう。

(注) 1930年代初期における国有の中央銀行は、対象20か国中スウェーデン、フィンランド、オーストラリアの3か国にすぎなかつたが、30年代後期にはデンマーク

、ニュージーランド、カナダの各中央銀行が国有化され、さらに戦後はフランス、英國、インド、オランダ、ベルギー、ノルウェーと主要国の中央銀行は相次いで国有もしくは半額以上政府出資の機関となり、また戦後新法によつて設立された西ドイツ、フィリピン、セイロンなどの中央銀行はほとんどすべて国有のものであつて、現在なお全く民間の所有になる中央銀行としては米国、イタリアの2国を残すのみである。

中央銀行の国有化は管理通貨制実施以来的一般的傾向であるが、戦後は各国における社会党政権の樹立もあり、特にこれが目立つている。しかしここで注意すべきは中央銀行の国有化は必ずしもこれによつて政府の権限を強化せんとするものではないということである。一般的に言つて国有化は中央銀行機能の公共性ならびに特殊性にかんがみ、その私的資本との繋りを断ち、これを正式に国家機構の一部として確認するという単に形式的な意義を有するにとどまる場合が多く、政府権限の強化ということとの必然的な関連は見出しづらい。

この点をやや具体的にみると、まず第1に、たとえば英國においては1946年の国有化に際し大蔵省の中央銀行に対する指令権を規定したが、一方オランダでは1948年の国有化に際し、従来政府が保有していた指令権を制約し、逆に中央銀行に対し国王への異議申立権を賦与した。

また西ドイツでは従来民有であったライヒスバーンクに代り、戦後レンダーバンクが国有（厳密には州有、ただしレンダーバンクに代るべきブンデスバーンク法案では完全な国有が予定されているが、中央銀行の独立性確保の点はいささかの変化もない）として新設されたが、従前とは逆に政府の関与は排除され、米国の中銀組織と並び世界でも最も強力な中央銀行の一つに数えられている。

第2に、公共機能の効果的遂行という目的を達成するためには必ずしも所有の政府移管は必要でなく、事実米国、イタリアのごとき民有の国でも、

またオーストリーのごとく半官半民で新設した国でも、如上の目的に適合した法の改正ないし立法を行つており、実質的に中央銀行は国家機構のうちにあつて特殊な地位を占める独立体として機能している。

(注) 米国連邦準備銀行の民有は実業界と連邦準備制度当局とを結ぶ紐帶としての象徴的意義を有するにとどまるときとされている。

第3には中央銀行がすでに国家機構の一部となり、その資金源および収益源も銀行券発行特権によつて確保されている現在では、資本金の所有形態のみならず資本金そのものになんらの実質的意義も認められなくなつてきていることである。このため国によつてはニュージーランドのごとく無資本の中央銀行すら現出するに至つている。

(注) オーストラリアも積立金の一部を資本金と呼んでいるだけで実質的には無資本。

第4に見のがしえない点は、国有化の行われたいづれの中央銀行においても人事、経理など内部問題処理の自主性は全く失われていないということである。特に最近のごとく金融政策の意義が再び高く評価されるようになつてからはかかる中央銀行の内部統制権は政策決定の自主独立性保持の一つの有力な基礎として考えられている。

(注) 1946年英蘭銀行が国有化されて以来、少なくとも形式的には同行に対する大蔵省の統制権はわが国および共産諸国以外の世界主要国中で最も強いものとなつたが、経費予算、支出、給与、職員任免など内部処理にかかる事項は、従来同様銀行当局の完全な自主権に委ねられている。

(2) 民 主 化

中央銀行の国有化傾向と並んで最近における諸外国の中央銀行法改正の基調をなしている第2の特色は政策決定機構の民主化であろう。この民主化は国有化と同時に、あるいは国有化されなくても中央銀行機能の公共性が強く認識せられるに伴つて促進され、現在ではほとんどいづれの国においても政策決定機関のメンバーを株主総会が限られた範囲から選出する方法は廃せられ、公共的見地から広く各界の知識を集めめる方式が採られるに至つている。もとより民主化といつてもその選任方法は、国民経済の各部門から代表者を選任する

よう指定したもの（フランス、ベルギー、オーストリーなど）、国家の首長ないし内閣が任命するに当つてかかる配慮をなすべきことを謳つたもの（米国、フィリピン）、金融部門から選出されるうる代表者の数を制限したもの（オーストリー、オーストラリア）などがあり、また任命手続についてみても、ある一つの機関の直接任命方式を探らず、議会とか民主化された中央銀行の別の機関とかの推薦ないし同意を経て任命するといった間接的任命方式が多い。ただいづれの方式にあつても政策決定機関の議長には国家の首長の任命によつて中央銀行総裁が充てられるというケースが圧倒的に多い。

このように民主化が促進されたのは、中央銀行の公共性増大もさることながら、中央銀行の責任が増大するに伴いその政策決定が、單一人格ないし視野の限られた少数者の恣意ないし独善によつて行われるがごときことのないようにする必要が一層強く認識されるに至つたからにほかならない。

(3) 権限の多様化

中央銀行の国有化、民主化の傾向と関連して最近の立法に見られる第3の特色はその権限の多様化である。

第1次大戦以降、各国の経済構造の高度化、複雑化に応じて、中央銀行がその任務達成のために必要とする政策手段も漸次多様化してきており、法規上中央銀行の権限として明記されるものが増加してきた。すなわち、第1次大戦以前の古典的中央銀行にあつては、その主要なる政策手段は割引業務に伴う公定歩合操作に限られていたが、その後英國、米国を中心に行なった公開市場操作は漸次公定歩合と並んで各國中央銀行の主要金融調節手段となり、次いで預金者保護手段から通貨調節手段に転化してきた支払準備制度も、これを法規上中央銀行の権限として追加する国が現われるに至つた。特に戦後制定された中央銀行法は例外なく支払準備率操作を中央銀行の権限に加えており、この3手段は現在では中央銀行の一般的量的金融調節手段として不可欠のものと考えられている。

次いで、第2次大戦以降最近にかけて、中央銀行の行使する政策手段はさらに多様化する趨勢を示し、建築信用、消費者信用および輸入信用などの選択的信用調節、市中信用および市中金利の直接統制など次第に広範囲に及んでおり、現在でもすでに中央銀行法もしくはその他の法律によりこれを中央銀行に権限として賦与している国も少なくなく、国によつては市中金融機関の検査監督の権限に至るまでこれを中央銀行に委ねているものもある。

なお、中央銀行が金融機関に対する認許可事項、支払準備金率、輸入保証金率、証券金融証拠金率の規制など行政的色彩を有する権限を賦与されるようになつたのに伴い、憲法上三権分立を規定する国にあつては憲法違反の有無が問題となりうる可能性も考えられるが、諸外国においてはいずれも法律上の形式論に捉われることなく現実の必要に応じて憲法は弾力的に解釈されており(注)、かかることが重要な問題となつた例はほとんどないようである。

(注) たとえばこの問題について西ドイツのブンデス・バンク法立法趣旨(政府提案)は次のとく述べている。「国家のいかなる行政活動も、議会に対して責任を負つてゐる政府の支配力の下におかるべきであるとする議会責任制の原則は、すべてのものに例外なく妥当するものではない。……憲法起草者が法律以前のものとして認め、しかもあえて明文をもつて変更を加えなかつた、法律以前の社会通念から生ずる前記議会主義の明記されざる例外もある。独立性こそは数十年來認められてきたドイツ発券銀行についての社念通念である。」

またパットマン委員会最終報告書(注)においても、米国連邦準備制度理事会が行政府の一部であるか否かは法的に未解決の問題であるが、現実の問題としては余り重要ではないとし、

「議会は特定の業務を理事会の独占的管轄権に委ねており、理事会はこの業務を大統領の命令によつてではなく、委任に基く責任において遂行しなければならない。これは理事会が行政府の一部とみなされると否とにはかかわらない」

といふ長年の解釈と判例によつてほぼ確定された見解を支持している。

(注) パットマン委員会とは1951年4月米国議会の任命によつて成立した法律および経済金融の専門家6名よりなる小委員会で、米国の金融制

度および政策につき約1年の時日を費して根本的検討を行つた。なお同委員会が蒐集した資料およびここに引用した最終報告書は米国の金融制度を知るうえに必須かつ最新の典拠とされている。最終報告書については1957年1月の当調査局の訳文参照。

(4) 責任分野の画定

最近の中央銀行法改正に見られる第4の特色は中央銀行の責任と権能が明確化され、財政当局の責任分野との間に一線が引かれるに至つたことであろう。大蔵省と中央銀行との関係は、かつては私法人に対する銀行券発行特権賦与の代償としての監督・被監督関係に基き、習慣、伝統、非公式の協議などによりこれを律することが多かつた。しかし戦後金融政策の重要性に対する一般的認識が高まり、中央銀行資本の国有化傾向ならびに政策決定機構の民主化傾向とも関連して、中央銀行がその機能上広義における国家機構内部において特殊な地位を保障されるようになるに伴い、両当局の責任分野に截然たる一線を引くことの必要が痛感され、この線にそつた改正が多数の国において行われた。

(注) たとえば西ドイツの戦後の中央銀行法では特に「連邦政府との関係」なる一章を設けて、政府の政策に対する中央銀行の協力義務を規定すると同時に、中央銀行の政策に対する政府の関与の程度を明確に規制している。また最新のオーストリー中央銀行法においても中央銀行の義務と責任を明らかならしめるとともに、一方「政府機関との関係」なる章において政府の遵守すべき義務を規定し、両当局のいずれかがそれぞれの義務に違背した場合の解決方法をもあわせて規定している。

このことはまた、規定の様式面において以前は単に中央銀行の業務として列挙されるにとどまつた諸事項が、中央銀行ないしその政策決定機関の政策権限として規定せられる事例が多くなつたことにもおのずから反映されている。

如上の事実はいわば形式的な法規に基く権限が、過去の習慣、伝統、非公式協議などに取つて代つたことを示すものであり、これが政府と中央銀行との関係における基本的变化を示す重要な事例といえよう。「よい垣根をつくることによつて、よい隣人としての協力関係が樹立されている」のが各国最近の一般的傾向であるが、しかし場合によつては大蔵省と中央銀行との間に政策上の不一致もありうるため、これが調整ないし解決のためには

形式的手続が用意されている場合が多い。

(5) 政策調整手続

中央銀行と政府との間の政策調整は、一面において中央銀行の独立性を確保しつつ、他面において政府の一般経済政策との協調を図るという常に両立するとは限らない二つの要請を満足せしめねばならないため、各国ともその国情に応じ最大の苦心と慎重な考慮を払っている。たとえば、政府の一般経済政策との協調は中央銀行当局の良識に委ね、特に調整手段を設置する必要はないとしている国(米国、スイス、北欧諸国)、政府が議決延期権もしくは拒否権を有している国(西ドイツ、ベルギー)、経済金融政策に関する審議機関が存在し、そこで事実上の調整を図っている国(フランス、イタリア、フィリピン)、一定の条件のもとに政府に最終的指令権を認めていたる国(英國、インド、セイロン)などがあるが、最近の一般的傾向ないし特色としては両当局以外の公平な第三者に裁決を委ねる事例が多い(オーストラリア、ニュージーランド、オランダ、オーストリー)。

特にこのうち新設のオーストリー銀行を除く3か国の場合は、いずれもそれ以前に大蔵大臣に一方的な指令権が与えられていたのを、第2次大戦後この方式に改めている点は注目に値しよう。

参考までに国際通貨基金当局がアイスランドに勧告した方式によれば、総理大臣にのみ中央銀行決定に対する拒否権が与えられるが、拒否権発動に当つては事前に議会の信任を得るを要する。

ちなみに中央銀行と大蔵省との政策調整方式の一種として個々の信用調節手段につき大蔵大臣の認可を必要としている事例は海外の主要国にはほとんどなく、わずかにボリビア、コロンビア、メキシコの中南米3か国があげられるにとどまるようである。

3. 組織

(1) 政策決定機構

イ. 構成

中央銀行の政策決定機構の民主化が世界的な趨勢となつてゐる今日、金融政策が単独の人格により

決定される事例は見られない。かつてオーストラリア連邦銀行において総裁が顧問会議(構成員は大蔵大臣、連銀副総裁、大蔵省代表1名、連銀役員2名)の助言を受け単独で銀行を運営していたことがあつたが、現在では民主化されており、対象20か国中央銀行のすべてが合議制となつてゐる。

政策決定機関は單一体が原則であるが、例外的には2ないし3個の機関に権限が分散されている事例もある。たとえば米国では公開市場政策は公開市場委員会に、公定歩合政策は理事会および各地区連邦準備銀行取締役会に、支払準備率その他の政策は理事会に権限が分散されている。しかしこうした事例はきわめて特殊な歴史的事情に基くものであり、またたとえその場合も、通常理事会と呼ばれる機関が中心となり、各機関は一体となつて中央銀行の政策決定機構を形成している(以下、米国については便宜上連邦準備制度理事会を代表的な政策決定機構として取扱う場合が多い)。

(イ) 定員

政策決定機関(理事会)の構成員の数については3名のものから18名のものまであつて国ごとに相当の相違を示すが、一応7名以下の少人数の国と10名以上の多人数の国に分けると、前者に属する国としてはスイス、デンマーク、セイロン(以上3名)、米国、ベルギー、オランダ、スウェーデン、フィンランド、フィリピン(以上5~7名)があげられ、後者に属する国としては西ドイツ、イタリア、オーストリー、インド、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランド(以上10名~14名)、および英國、フランス、カナダ、ノルウェー(以上15名~18名)があげられる。多数合議の国にあつてはその運営上一般に定足数の定めはあるが、一方一般理事の兼職が認められていて会合の度数も少ないのが普通である。このため英國、イタリア、オーストリー、カナダ、パキスタン、ニュージーランドの諸国では政策決定機関の下にその常任委員会とも言うべき小委員会を設置し、機動的運営を図つている。

(ロ) 政策決定機構の民主化

中央銀行の政策決定機構は、1930年代以降中

中央銀行の公共性が広く認識されるに従い民主化的の傾向を強め、戦後の今日では大多数の国の中中央銀行が何らかの形で一般の見解がその政策に反映されるよう考慮されている。すなわち、米国、フランス、西ドイツ(各州中央銀行理事会)、ベルギー、オーストリー、カナダ、フィリピンなど多くの国において政策決定の任に当る役員は銀行、金融業のほか、工業、商業、農業など国民経済の各部門から選ばるべき旨中央銀行法において規定し、また英國、オーストラリアなどにおいては法の規定こそないが事実上その取扱いとなっている。また通常政策決定機関の議長を兼ねるところの総裁については特に銀行業務に通曉する者との規定を設けている国もある(カナダ、フィリピン、ニュージーランド)。

(ハ) 政府代表の参加

中央銀行の政策決定機関に対する政府代表の参加は、政府代表の理事会出席という形で行われている国と、政府代表が理事会の構成員となつてゐる国とがあり、また一方では政府代表の参加が全然認められていない国もある。

まず、政府代表の参加が全然認められていない国としては米国、フランス、スイス、イタリア、オランダ、ノルウェー、フィンランドの諸国があげられる。米国では1935年以前においては財務長官は理事会の一員であつたが、理事会に対する政府の干渉を排除するため同年の連邦準備法改正により構成員から除かれた。

次に、政府代表の参加が理事会に対する出席(議決権なし)という形で行われている国としては西ドイツ、オーストリー、ベルギー、デンマーク、スウェーデンの諸国があげられる。西ドイツは大蔵大臣および経済大臣、またはその常任代理人が、スウェーデンでは国王代表者が、オーストリー、ベルギー、デンマークの3か国では弁務官(Commissioner)がそれぞれ出席しうることとなつてゐる。

政府代表が理事会の一員となつてゐる国としてはカナダ、フィリピン、セイロン、インド、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランドがあげられる。すなわちカナダ、セイロン、オーストラリア、ニュージーランドでは大蔵次

官が、インドおよびパキスタンでは政府官吏(いかなるものが任命されるかは規定がない)が、フィリピンでは大蔵大臣がそれぞれ一員となつてゐる。このうちカナダおよびインドでは政府代表に議決権が与えられていない。

口. 任命、任期、資格

(イ) 任命

政策決定機関の構成員(理事)の任命は、株主総会にその一部の選出権が残されている国もあるが、現在ではほとんどの国において国家機関により行われる。等しく国家機関といつても国王、大統領などの国の首長による任命が大半を占め、政府(内閣)もしくは議会による任命がこれに次ぐ。いずれの任命形式にあつても他の機関による推薦もしくは同意を要件とする場合が比較的多い。

第1に国家の首長が任命権を有する事例としては、大統領が任命権を有する国として米国(上院の助言と同意を要する)、フィンランド、フィリピン(上下両院議員により構成される任命委員会の同意を要する)、総督が任命権を有する国としてセイロン(総理大臣推薦)、オーストラリア、ニュージーランド、国王が任命権を有する国として英國、ベルギー、オランダ(オランダ銀行の理事会および監事會の合同集会推薦)の諸国があげられる。このほかフランスでは総裁、副総裁のみが、オーストリーでは理事会議長のみが大統領により任命され、スウェーデンおよびデンマークにおいては議長のみが国王により任命される。

第2に政府(内閣もしくは総理大臣)が任命権を有する国としてはスイス、オーストリー(議長は大統領任命)、インド、パキスタンの4か国があげられるが、このうちオーストリー、パキスタンでは内閣が理事の過半を任命し他は株主総会選出となつており、またスイスでは連邦政府および株主総会が任命したスイス国民銀行参事会の推薦に基き、連邦政府が理事を任命することとなつてゐる。このほか西ドイツではレンダーバンク理事会構成員となる各州中央銀行総裁が州総理大臣(州大蔵大臣推薦)により任命される。

第3に主管大臣が任命権を有する国としては、フランス（議長たる総裁および副総裁は大統領任命）およびカナダ（議長たる総裁および副総裁は理事会任命）の2か国であるが、この場合フランスでは各分野を代表して選ばれるそれぞれの理事は工業、商業、農業など各担当大臣の推薦を、またカナダでは総督の同意を必要とする。

第4に議会が直接任命権を有する国としてはノルウェー、スウェーデン（議長は国王任命）の2か国があげられる。このほかデンマークでは理事の任命権を有するデンマーク銀行監理会の構成員が主として議会により任命され、またフィンランドでは理事会とは別の機関ではあるが公定歩合の決定権を有するフィンランド銀行監理会の構成員が議会により任命される。

第5に株主総会に選出権が賦与されている国としては、イタリア、オーストリー、パキスタンの3か国があるが、オーストリーおよびパキスタンについては前記のごとく理事の一部であり、またイタリアでは理事全員が支店出資者総会選出となつてゐるが、理事会の議長となる総裁は理事会が選出し、かつ財務大臣の同意、大統領令による承認を要することとなつてゐる。

（ロ）任期

理事会構成員の任期は、総裁および副総裁とその他の理事との間に任期の相違がある国と、両者同一任期の国とがあり、前者に属する国としては英國、フランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、カナダ、インド、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランドの10か国があげられ、このうちベルギーのみは総裁の任期が5年で一般理事の任期6年に比し1年少ないが、他はすべて一般理事の任期より長期（1年ないし4年）となつており、特にフランス、イタリアの2か国は一般理事については任期があるが総裁については特に定めがない。

次に理事の任期は、米国の14年、オランダの7年を除くとその他は3年から6年の間に集中し、まれにデンマークのごとく定年（70歳）のみを規定し任期については特に規定を設けていない国もある。

以下任期別に列記すれば、3年の国はイタリア、スウェーデン、カナダ、パキスタンの4か国、4年の国は英國、フランス、インドの3か国、5年の国はオーストリー、オーストラリア、ニュージーランドの3か国、6年の国としてはベルギー、スイス、ノルウェー、フィリピン、セイロンの5か国となつてゐる。

（ハ）資格

理事の資格については前記「民主化」の項で述べたごとく積極的に各界代表たるべき旨規定したもののか、兼職禁止規定もしくは破産者、精神異常者、一定の年令を越えたものなどの理事就任を禁止した規定があり、これらの規定を設けている国は比較的多い。まず兼職禁止規定を設けている国としては米国、英國、フランス、オーストリー、ベルギー、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、カナダ、フィリピン、セイロン、インド、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランドなどの諸国があげられるが、これらの国の大半は国会議員、政府官吏、他の銀行の役員の3者についてあるいはその一部についての兼職禁止であり、私企業との兼職禁止を設けている国はベルギー、デンマークなど少数である。なお以上のほか破産者、精神異常者、一定の年令を越えたもの、外国人などの理事就任を禁止している国としては英國、スウェーデン、ノルウェー、カナダ、インド、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランドなどの諸国がある。

ハ、身分保障

理事会構成員の身分保障に関する規定は、国によりその様式は多様であるが、大多数の国においては、政府との間の政策対立を理由に理事が罷免されるがごときことのないようなんらかの形で身分保障規定が設けられている。

まず第1に不正、不法もしくは無能力などの特定事項に該当する場合のほかは解任されない国として米国、英國、オーストラリア、カナダ、オーストリー、ニュージーランド、フィリピン、セイロンの諸国があげられる。なお西ドイツではレンダーバック理事となる州中央銀行総裁が各州政府によって任命されているため連邦政府はこれを

罷免しえない。

第2に任命規定のみを設け罷免規定のない国にフランス、イタリア、ノルウェーの3か国がある。第3に任命した当局がまた解任することができる旨定めている国にオランダ、ベルギー、スウェーデン、デンマーク、インドおよびパキスタンの6か国がある。しかしながらこの場合においても政策上の対立のゆえをもつて無条件に解任することは許されない。たとえばオランダでは政府の政策上の指令に対し理事会が異議を申立て、それについて国王が最終決定を下した場合、これに服しなかつた理事に対してのみ国王は参議院の同意を得て解任権を行使しうることとなつていて。またインドでは中央銀行がその課せられた義務を遂行しえなかつたと認められた場合、政府は理事会の更迭をなしうる権限を有しているが、この理事会の更迭は官報紙上における宣言および議会に対する報告を必要とし、きわめて正当な理由なき限り行使しえぬこととなつていて。

なお身分保障に関連して、フィリピンおよびスウェーデンでは中央銀行役員の地位が会計検査官、裁判官の地位とほぼ同一視されている。フィリピンでは理事の任命につき任命委員会の同意を要し（同委員会は上下両院議員により構成され、中央銀行役員、裁判官、会計検査院長、選挙管理委員会委員長などの任命に関与する）、またスウェーデンでは中央銀行および会計検査院は議会の決定によらざる限りいかなるものからも説明を求められ責任を問われることはないと。

二. 運 営

(1) 議 長

政策決定機関の議長には通常職権として総裁がなつておらず、総裁以外のものが議長となつている国は米国、西ドイツ、オーストリー、スウェーデン、ノルウェー、フィリピンの6か国にすぎない。このうち西ドイツおよびノルウェーは理事会の互選、米国、オーストリーおよびスウェーデンが国家の首長による任命となつており、フィリピンでは財務大臣が議長となるといつても、会議を司会するのみであり、理事会を代表するものは総裁である。

(口) 会合回数

理事会の会合回数について中央銀行法に規定している国は対象国中約半数で、その他の国はこれを定款内規などに譲つていて。どの国でも一応は隨時会合を開きうる建前となつていて、定例的にはたとえば週1回が英国、フランス、スイス、最少2週に1回がフィリピン、セイロン、最少月に1回がオーストリー、ニュージーランド、最少年4回もしくは年6回がイタリア、ノルウェー、カナダ、インドなどで、会合数の少ない国は通常常任委員会を置き機動的な運営が行われる仕組となつていて。

(2) 政策決定機関と執行機関との関係

イ. 構成上の関係

中央銀行の政策決定と執行とはそれぞれ別の機関によつて行われる国と同一機関によつて行われる国とに大別される。別の機関によつて行われる場合も、執行に任ずる機関が合議体の国と單一人格の国がある。

(イ) 決定および執行が別の合議体による国

まず政策決定、執行の両機関がそれぞれ別個の合議体をなしている国として西ドイツ、オーストリー、ノルウェー、スウェーデンがある。これらの4か国においては、政策決定機関たる理事会とは別に総裁、副総裁および役員若干名（2名～6名）からなる執行役員会が設置されており、これらの役員会が執行の責に任ずる。この場合、両機関の間の連絡、協議は役員会の総裁が同時に理事会の一員として参加しているか、もしくは役員会の役員が理事会に出席し、発言をなすことによつて図られており、西ドイツおよびスウェーデンは前者に、オーストリーおよびノルウェーは後者に属する。

(口) 決定のみ合議体による国

次に政策決定はもちろん合議体によるが執行が單一人格たる総裁（および副総裁）に委ねられている国としては米国、英國、フランス、イタリア、ベルギー、カナダ、フィリピン、セイロン、インド、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランドの12か国がある。これらの国においては総裁、副総裁とも理事会に参加して

いるのが通例である。ただし参加の形式、議決権の有無などについては次の各種がある。

第1に総裁、副総裁ともに政策決定機関の構成員として議決権を有するものにフランス、ベルギー、カナダ、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランドがあり、このうちカナダでは理事会構成員となる副総裁のほかに単なる執行役員となる副総裁を設置しうることとなつてゐる。英国では総裁、副総裁のほかに専務理事が置かれ執行に当つてはいるが、この場合は3者とともに理事会の構成員であつて、議決権を有する。

第2に総裁のみが理事会の構成員であり、副総裁は出席を認められるにとどまる国としてイタリア、フィリピン、セイロン、インドがあげられる。もつともこれらいづれの国にあつても総裁が欠席し副総裁が総裁権限を代行する場合はこの限りでない。なおイタリアの場合は副総裁と呼ばれるものではなく、総裁の下に総支配人、副総支配人が設置されており、総支配人は理事会に出席し、総裁欠席の場合は総裁権限を代行し、副総支配人は理事会の事務長となる。

なお米国の場合には政策決定機構が連邦準備制度理事会、公開市場委員会および各地区準備銀行取締役会から成つてゐるためやや特殊なケースとなるが、執行機関たる各地区準備銀行頭取の一部は公開市場委員会の構成メンバーとなつてゐる。

(ハ) 決定および執行が同一の合議体による国

政策の決定と執行とが同一機関によつて行われてゐるものにオランダ、スイス、デンマーク、フィンランドの4か国がある。この場合は決定、執行両者間の関係は問題とならない。それらの機関はすべて合議体となつてゐるので、総裁が置かれていてもその権限などにつき何ら規定されていないのが一般である。たとえばオランダにおいては、理事会は総裁、専務理事およびその他理事若干名により構成されるが、「理事会は裁判上および裁判外の行為につき銀行を代表する」とともに、「銀行業務の遂行および銀行財産の管理につき一切の権限を有しつつ必要な一切の行為をなす権限を有する」旨規定し、一方総裁の単独権限のごときものは何ら認められ

れていない。

ロ. 執行役員の任命

(イ) まず政策決定、執行の両機関がそれぞれ別の合議体をなしてゐるものに前述のごとく西ドイツ、オーストリー、スウェーデン、ノルウェーの4か国があるが、これらの国では政策決定機関が執行役員の人事権を掌握しているのが一般である。すなわち西ドイツ、オーストリー、スウェーデンの3か国では総裁、副総裁、その他の役員（ただしスウェーデンについては中央銀行法中にその他役員の任命に関する規定はない）を政策決定機関が任命する。またノルウェーでは総裁および副総裁は政策決定機関の意見を聴取した後国王により任命され、その他の役員は直接議会によつて任命される。

(ロ) 次に執行が單一人格たる総裁（および副総裁）に委ねられている国は、前掲の通り米国、英國、フランスなど12か国であるが、この場合総裁は政策決定機関の議長を兼ね、国家の首長により任命される事例が多い。12か国中英國、フランス、ベルギー、フィリピン、セイロン、オーストラリア、ニュージーランドの7か国がそれに該当する。その他では政策決定機関自体が任命するもの3か国（米国、カナダ、イタリア）、政府が任命するもの2か国（インド、パキスタン）となつてゐる。

副総裁については、政策決定機関の構成員として議決権が賦与されている場合は総裁と同じ任命方法（英國、フランス、ベルギー、オーストラリア、ニュージーランド、パキスタン、カナダ）によつてゐるが、議決権がない場合には総裁と同じ場合（インド、イタリア）もあり、また総裁と異なつた任命形式（フィリピンでは理事会の承認の下に総裁が任命、セイロンでは大蔵大臣の同意を得て理事会が任命）による場合もある。

(ハ) なお政策決定と執行とが同一機関により行われる場合は執行役員任命の問題を生じない。

4. 権 限

(1) 通貨調節手段

イ.. 量的一般的信用調節

通貨調節のための量的一般的政策手段として通常あげられるものは公定歩合操作、公開市場操作

および支払準備率操作（可変現金準備制度）の3手段である。このうち前2者については今日では各国ともこれを中央銀行の主要政策手段として具備しているが、支払準備率操作については、比較的近代に発達した手段でありかたがたその国の特殊事情もあつて、等しく支払準備制度が設けられても通貨調節のための可変現金準備制度としてはいまだ整備されるに至っていない国も若干ある。本稿において対象とした20か国の中3手段を具備している国は米国、西ドイツ、オーストリー、オランダ、スイス、スウェーデン、フィンランド、カナダ、インド、セイロン、フィリピン、オーストラリア、計12か国に及ぶが、いずれもこれを中央銀行が一元的に決定、運用している。

中央銀行に対するこれら3手段の運用権限賦与の根拠は、その各々が歴史的に発達の時を異にするため、フランスのごとく公開市場操作に関する権限を単独立法により追加した国、オランダ、スイスのごとく支払準備率操作を市中との協定により行つている国など、国により様々であるが、西ドイツ、オーストリー、セイロン、フィリピンなどの戦後新しく制定された中央銀行法は、いずれも3政策手段の決定、運用を中央銀行の権限として明記している。

□. 選択的信用調節

選択的信用調節とは一般的信用調節の補助手段として国民経済の特定分野における信用量を機動的に調節する方法であり、消費者信用、建築信用、証券取引信用、輸入信用などの規制がこれに含まれる。

これらの選択的信用調節は、米国、英国、フランス、スイス、カナダなどのごとく消費者信用、建築信用、証券取引信用の発達している国ではその規制が、また西ドイツ、フィンランド、セイロン、フィリピンなどのごとく貿易依存度の高い国では輸入信用の規制がそれぞれ発達してきており、国によりその国の経済条件に応じた手段が採られている。

これらの信用調節手段は最近各国において発達を見つかるものであるため、その実施機関はまだ必ずしも中央銀行に統一されているわけではない。また権限賦与の根拠も、別の法律により中央

銀行に賦与されているもの（たとえば米国の証券取引証拠金率の決定）、中央銀行と市中との協定に基くもの（たとえばスイスの建築信用規制）、中央銀行の指導とこれに基く市中の自主協定（たとえばカナダの消費者信用および証券信用規制）など様々である。中央銀行法によりその権限を賦与されている国は目下のところフィリピンおよびセイロンにすぎない。

ハ. 市中信用の直接統制

市中金融機関の信用量を直接統制する方法は、正常時における中央銀行固有の信用調節手段とは称し難いが、最近の立法では必要な場合に信用の直接統制を行いうる権限を中央銀行に与えているものが多い。その方法は大別して市中貸出残高の増加の禁止もしくは削減を行う方法と市中信用の内容にまで立ち入り資金の使途を質的に統制する方法の二つがある。

この市中信用に関する量的および質的統制権限をともに中央銀行法もしくはその他法規によつて中央銀行に賦与している国としては、オランダ、フィリピン、セイロン、インド、パキスタン、オーストラリアの諸国があげられる。またフランスでは国家信用審議会に、イタリアでは貯蓄信用閣僚審議会に、またベルギーでは銀行委員会にこの種権限が賦与されているが、これらの機関は中央銀行と表裏一体の関係にあるところから、実質的には中央銀行に権限の行使が委ねられているものと見てよい。

なお緊急対策ないし暫定的措置として貸出残高の増加禁止もしくは削減のみを実施した国に英國、スウェーデン、ノルウェーなどの諸国があり、このうち英國のみは大蔵大臣の命令を英蘭銀行総裁が取次ぐという形で行われたが、他の国では中央銀行と市中銀行との協定により行われた。

二. 市中金利の規制

市中金利の規制は直接統制の一種ではあるが、中央銀行の金利政策との関連において特殊な性格を有するので本項において改めて説明する。

まず法規により預貸資金利の決定権が中央銀行に賦与されている国としてフィリピン、セイロン、オーストラリアの3か国が、また貸出金利決定権のみの国としてはインドおよびパキスタンの2か

国があげられる。このほか米国では預金金利のみを制限することができ、またスイスでは預金証券の金利引上げに際して、それが望ましくないと考えた時には勧告することができる。

次に、市中の自主協定により市中金利が定められている国としては、英国、フランス、西ドイツ、イタリア、オーストリー、ベルギー、オランダ、スウェーデン、フィンランドなど欧州のほとんどすべての国がこれに属するが、これらの国においても、通常市中金利と公定歩合が一定の幅をもつて結びついており、公定歩合が変更されればそれに応じて市中金利も動かされるのを慣行としているため、実質的には中央銀行にそのイニシアティヴがあると言えよう。

なお上記の欧州諸国中フランス、イタリアでは市中金利に関する協定がそれぞれ国家信用審議会および貯蓄信用閣僚審議会の同意を要することとなつており、またベルギーでは銀行委員会に決定権があるが、この権限は行使されたことなく市中の自主協定に委ねられている。

木 外国為替の売買操作および管理

中央銀行の通貨調節手段の一つとして通貨の対外価値の規制を目的とする外国為替の売買操作および管理がある。

まず外国為替の売買操作については、通貨価値の対内的および対外的安定保持の責に任ずる中央銀行が直接これにあたるのが原則である。ただし英國、フランス、カナダの3か国は特殊な事情から特に為替平衡勘定を存置して売買操作に任せしめているが、運用の実際は中央銀行に一任されている。1930年代においては為替相場の変動が激しく、為替投機が盛行したため、主として機密保持の見地（中央銀行の主要勘定は公表される）から中央銀行のほかに為替平衡勘定を設けるものが続出したが、その後ホットマネーの急激な国際移動が下火になるに伴い、米国、ベルギー、スイス、オランダなどの同勘定は廃止され、その多くは中央銀行に吸収された。現在はなお為替管理を行っている国が多いため、為替売買操作を行っている国はその範囲においてもまたその程度においても限られたものとなつている。

次に外国為替の管理については、米国、スイス、

カナダの3か国を除き他のすべての国において大なり小なり実施されている。このうちフランス、イタリア、ベルギー、スウェーデンの4か国では外国為替委員会が設置されており、他の国々では中央銀行がその窓口となり、多くの権限が委ねられている。なおセイロンおよびフィリピンでは中央銀行法によつて中央銀行に為替管理の権限が賦与されている（ただしフィリピンでは大統領の承認を要する）のみならず、為替売買レートの決定権および法定平価変更の発議権が与えられている。

外国為替管理はもとより中央銀行の固有業務ではないが、その金融政策とは不可分の関係にあり、これを中央銀行とは一応別個の外国為替委員会において行う場合にも、通常中央銀行の総裁またはその他の役員がこれらの機関の長となつており、また中央銀行が事務局を兼ねて実務を行つてゐるところから、実質的には中央銀行がこれを行つてゐるに等しい。このように各国中央銀行とも通貨の対内対外両価値の規制を一元的に行ひうるよう考慮されている。

(2) 市中金融機関の検査監督

市中金融機関の検査監督はそれが契約に基くものである場合を除き、本来金融行政に属する事柄であり、もとより中央銀行固有の業務ではなかつた。しかしながら中央銀行の公共的性格が強められ、広義における国家機構の一部と考えられるに至つたため、最近ではこの種権限を中央銀行に賦与する国もかなり多くなつてきている。

すなわちオランダ、インド、パキスタン、フィリピン、セイロンおよびオーストラリアの諸国では、中央銀行法あるいはその他の法規（銀行法など）により、中央銀行にすべての金融機関を検査監督する権限が賦与されており、このほか、米国では連邦準備法により連邦準備制度理事会および連邦準備銀行に、連邦準備制度加盟銀行の検査監督権が与えられている。なお米国の場合はほかに通貨監督官（国法銀行の検査官）、州銀行監督局、連邦預金保険会社にも検査権があり、権限重複の傾向が見られるが、運用面で分業協力が行われてゐる模様である。

以上のほか中央銀行に監督権限がない場合でも、

フランス、イタリア、ベルギーの諸国では、中央銀行と表裏一体の関係にある機関（たとえばフランスでは銀行監督委員会）にその権限が賦与されている。また西ドイツおよびオーストリーでは金融機関の検査監督に関する最高責任者は大蔵大臣（西ドイツでは州大蔵大臣）であるが、金融機関の業務遂行に関する根本方針の決定、同一債務者に対する貸付制限など重要事項については中央銀行の同意を必要とすることとなつていて。

(3) 内部統制権

イ. 人事

中央銀行の人的構成は、これを政策決定機関のメンバー、執行役員、その他の高級職員および一般の職員に分けることができるが、このうち内部統制の対象として高級職員以下の人事権をとりあげることとする（政策決定機関のメンバー、執行役員の人事については既述）。

この高級職員以下の人事権は、これを政策決定機関が有している国、執行機関が有している国およびその他の機関が有している国に大別される。政策決定機関がこれを有する国としては、米国、英国、オランダ、ベルギー、ノルウェー、フィリピン、セイロンの7か国があり、執行機関がこれを有する国としては、フランス、西ドイツ、イタリア、オーストリー、カナダの5か国があげられる。

またスイス、デンマーク、フィンランドの3か国では政策決定機関とは別に人事経理に関する監督機関が設置されており、それらの機関が高級職員の人事権を有し、その他の人事権は政策決定機関に委ねられている（これらの国では政策決定機関が執行を兼ねる）。ちなみにこの3か国の監督機関の構成員は議会、政府、株主総会などにより任命される。なお残りの5か国については特に規定がない。

ロ. 経理

経理に関する各国中央銀行法の規定の形式は様々であるが、これを大別すれば政策決定機関が予算の決定をなす国と、予算および支出の権限はこれを執行機関に委ねている国がある。

前者に属する国としては米国、フランス、オー

ストリー、オランダ、フィリピンの6か国が、また後者に属する国としては西ドイツ、イタリア、スイス、デンマーク、ノルウェー、ニュージーランドの5か国があげられる。このほかベルギーでは監事會が予算を決定し、英國およびセイロンでは政策決定機関が職員の報酬を決定し、インドおよびパキスタンでは、同じく政策決定機関が貸借対照表作成の方法、形式ならびに理事の報酬を、それぞれ定めうこととなつていて。なお米国では理事会が理事会自体の支出を決定、管理するほか、各準備銀行職員の報酬につき承認を与える。

なお、わが国のごとく中央銀行の予算に政府の認可を必要とする国は皆無であり、人事、経理などの内部問題はすべて中央銀行の自主権に委ねられている。たとえば英蘭銀行の国有化に際し、経費支出、人事、給与などの内部問題についてはその自主性を残しておくという決定が特になされたといわれる。また議会との関係の密接な米国でも、議会は連邦準備制度理事会に経理の自主性を認めしており、中央銀行の中立性がその経理の自主性と不可分のものであることを明らかにしている（この点は1951年のパットマン委員会報告も特に強調している）。

5. 政府および議会との関係

(1) 政府との関係

中央銀行と政府との関係は、中央銀行が過去の私企業的性格を払拭し、広義における国家機構の一部として公共的色彩を強めその地位を高めるに伴い、両者の関係の重点は漸次從来の監督、被監督関係から、政府の財政経済政策と中央銀行の通貨金融政策をいかに調整するかの点に移行するに至つていて。以下かかる観点から両者の関係を見ることとする。

(1) 法規上政策調整方式に関する規定を設けていない国

中央銀行法規上中央銀行と政府との間の政策調整に関する規定を特に設けず、通貨金融政策上の権限を中央銀行に専管的に委ねている国としては米国、スイス、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドの6か国があげられる。

まず米国では、かつて財務長官は準備制度理事

会の一員であったが、1935年の改正で政府からの影響を避けるため特に除外され、以後中央銀行当局の独自の判断に基いて全く自主的に通貨金融政策を実施しており、両者の政策調整に関する提案は議会において度々論議にのぼつたものの、中央銀行の中立性を弱めるとの理由の下に今日に至るまで何の規定も設けられていない。すなわち、両者間の権限調整は責任分野の分担画定によつて解決されるとの基本的な考え方方に立つているわけである。

次にスイスおよび北欧の4か国であるが、スイスにあつては中央銀行法に連邦(議会および政府)の協力および監督なる一章を設けているが、その協力および監督は役員の任命、銀行券に関する諸事項などの承認に限られ、また北欧ではスウェーデンのリクスバンクが議会の保障と監督の下にある憲法上の機関として設立された例にもうかがわれるごとく、中央銀行は会計検査院と並び職権上独立の地位を有するいわば第4権的存在となつており、いずれも通貨金融政策に関する権限は中央銀行に専管的に委ねられている。

(口) 政府が議決延期権を有している国

政府が議決延期権(中央銀行理事会の決議を一定期間延期せしめる権限)を有している国としては西ドイツがあげられる。すなわち、西ドイツにおいては、政府と中央銀行との間の政策調整は、大蔵大臣および経済大臣もしくはその常任代理人により図られており、これら政府の代表は会議の招集を要求し、その会議に出席しかつ動議を提出することにより政府の見解を示し、さらに連邦政府の一般経済政策の観点から異議が存する場合には最長8日を限り理事会の議決を延期することができる。しかしながら、8日を経過すればレンダーバンク理事会としてはもちろんこれを議決し実施に移して差支えなく、したがつて西ドイツの場合も終局において中央銀行の意思を貫徹しうる保障が与えられている点では前項の場合と全く同様である。

(ハ) 経済金融政策に関する審議機関において事実上の調整が図られている国

フランス、イタリア、フィリピンの3か国がその例であるが、これらの国では中央銀行総裁の参

加する審議機関で政府と中央銀行との間の政策調整が図られている。ただしこれらの機関はいづれも法的拘束力を有するものではない。

フランスの国家信用審議会は、議長となる大蔵大臣、副議長となるフランス銀行総裁、およびその他政府代表、金融機関代表、各産業界代表により構成され、主として市中信用に関する諸問題につき政府もしくは市中金融機関に対して建議、勧告を行うことを任務とするが、同審議会の構成および任務が事実上通貨金融政策に関する両者の見解を調整する。またイタリアの貯蓄信用閥僚審議会は経済関係閥僚により構成され、市中金融機関の検査監督など金融行政に関する最高機関であるが、イタリア銀行総裁が出席権を有するところからここでも事実上両者間の調整が図られる。なおフランスの場合も、イタリアの場合も、その事務局をそれぞれフランス銀行およびイタリア銀行が兼ねるところから、両中央銀行とも市中信用の直接統制および金融行政の面においても大きな影響力を有している。

なおフィリピンでも、経済政策の総合調整を行うための国家経済審議会に中央銀行総裁が参加し、政府と中央銀行との間の政策調整が図られている。

(二) 政府と中央銀行との間に仲裁機関が存在する国

政府と中央銀行との間に高次の仲裁機関が存在し、そこで最終的に仲裁決定が行われる国としてオーストリー、オランダ、オーストラリア、ニュージーランドの4か国があげられる。これらの4か国のうちオーストリーのみは1955年新中央銀行法によるオーストリー国民銀行の設立と同時に設けられた制度であるが、オランダ、オーストラリア、ニュージーランドの3か国では、以前は政府の中央銀行に対する一方的指令権であったのを改正して、新たに第三者による仲裁制度を設置するに至つたものである。これらの事例はいづれも中央銀行と政府当局との間の政策調整に関する最近の傾向を示すものといえよう。

これを国別にみるとオーストリーでは、政府と中央銀行との間の紛争を調整するため、最高裁判所長官を長とし連邦政府の任命する裁判官2名およびオーストリー国民銀行の任命する裁判官2名により構成される仲裁裁判所の設置が定められて

おり、仲裁裁判所は国民銀行理事会または連邦政府の弁務官から提訴または異議申立があつた場合これに対して裁定を下す。

次にオランダでは、1948年にオランダ銀行が国有化されたが、これと同時に從来政府の有していた指令権を制限し、オランダ銀行理事会は大蔵大臣の指令に対する異議を国王に上申する権限を賦与され、国王が指令を実施すべきや否やを決定することと改められた。なお、オランダでは弁務官がおかれ、決算を中心として法律、定款の違反の有無を監督している。

オーストラリアでは、1945年以降大蔵大臣はオーストラリア連邦銀行に対して指令を発する権限を有していたが、1951年の改正により連邦銀行理事会と大蔵大臣とが意見の相違をきたし、しかも合意に達しえなかつた場合には総督が理事会の採るべき政策を最終的に決定し、またその間の事情を議会に報告しなければならぬこととなつた。

ニュージーランドの場合もかつては大蔵大臣が指令権を有していたが、1950年の改正で準備銀行側に異議申立権が認められ、議会が最終決定をすることと改められた。

(木) 政府が拒否権を有している国

以上の諸類型はいずれも財政当局と中央銀行とを一応対等の関係において両者間の権限および政策の調整を考えたものであつたが、政府が消極的な性格ではあるが拒否権という形でやや優越的な関係に立つ国としてベルギーがある。すなわち、1937年のベルギー銀行法の改正により大蔵大臣は法律もしくは定款の規定に反したまゝ国家の利益に反すると認めたものについてはこれを拒否することとなつた。しかしながらこの場合も1948年改正法前文においてベルギー銀行の独立性は今後とも尊重されねばならず、特に拒否権の行使はベルギー銀行の自主独立性を危くするような方法で発動されてはならない旨が謳われている。

なおこの拒否権は国王任命の弁務官を通じて行使されるが、弁務官はこのほかベルギー銀行の業務の状況を調査し、帳簿および金庫を検査する権限を有する。

(ヘ) 政府が指令権を有している国

今日では中央銀行の大部分が国有化されている

にもかかわらず、政府が中央銀行に対して命令を発しうる権限を有している国は非常に少なく、対象20か国中わずかに英國、インド、セイロンの3か国をあげうるにすぎない。しかもこのいずれの場合も中央銀行の自主性を尊重する趣旨から条件が付けられている点は看過されてはならない。

(注) 別にオランダおよびニュージーランドにおいても前述通り一応大蔵大臣に指令権が認められているが、これに対しては中央銀行にも異議申立権があり、この両国は政策の最終調整の類型としては前項(木)に属する。

まず、英國では1946年に英蘭銀行が国有化され、これに伴い大蔵省は公益上必要と認めるときは英蘭銀行総裁と協議の上、英蘭銀行に対して隨時命令を発しうることとなつた。

この点は英蘭銀行に準じて国有化されたインド準備銀行の場合も同様である。ただし英國の場合「総裁と協議の上」という制限的文言は英蘭銀行総裁の発議により、また大蔵大臣の心をこめた同意により特に挿入されたものと言われる。

こうした大蔵省の中央銀行に対する一般的指令権は、主として戦時中における財政金融両当局の関係を反映して、終戦直後の特殊な環境の下で成文化されたものである。同趣旨の法令は以前にオランダ、オーストラリア、ニュージーランドにおいても施行されていたが、いずれも通貨政策の復活とともに改正され、今日では英國およびこれにならつたインドの事例はきわめて例外的なものとなつてゐる。

これに対し、1949年新法を制定したセイロンの場合、大蔵大臣の指令権は英印2か国のそれとは若干趣きを異にし、両当局間に見解の相違をきたした場合にのみ行使せられるところの最終的な政策調整手段たる感が強い。すなわち、それは大蔵大臣が中央銀行の通貨政策に関してセイロン国民の最大利益に向けられているか否かにつき理事会と見解の相違をきたした場合にのみ行使されるが、その前提として両者は合意に達するよう努力することと定められており、しかも両者の見解が最終的に一致せず理事会が政府の指令を実行する場合はその結果について政府がはつきり責任をとらねばならぬこととなつてゐる。

(ト) 政府の認可権

大蔵大臣が中央銀行の若干の重要な政策手段(たとえば金利政策、支払準備率操作など)につき認可権を有し、このため中央銀行としてはその政策実施に当たり事前審査もしくは承認を求める必要があるといつた明確な事例は対象20か国中には見出し難い。ただしイタリアの公定歩合変更、およびニュージーランドの支払準備率操作についてはやや曖昧であるが、認可を要するとも解せられる規定がある。しかし、いずれにせよ、わが国のように一般的指令権に加え、広範囲にわたり個別的認可の必要を定めた法令は他に類例をみない。

(2) 議会との関係

中央銀行と議会とが比較的密接な関係を有する国としてスウェーデン、フィンランド、ノルウェー、デンマークの北欧4か国、ならびに米国があげられる。

まず北欧ではスウェーデンおよびフィンランドの2か国の中央銀行は憲法上議会の保障と監督の下にある中央銀行と規定されており、議会はこのため主要役員の人事権を有するほか、中央銀行に関する諸問題を決定し中央銀行に対して指令を発しうる権限を有している。ノルウェーおよびデンマークでは議会は主要役員の人事権を有しているが、それ以上に指令権のごとき特別の権限は有していない。

このように北欧諸国の中銀が、議会の保障と監督の下に設立され運営されるようになったのは、これらの中銀が発足した17世紀から19世

紀にかけて、その当時の国家財政の状態が政府をして中央銀行の運営を誤たしめる危険が多分についたため、これを防ぐことを目的としたものであるとされており、議会が直接中央銀行の運営を規制せんとしたものではない。

たとえばスウェーデン議会の指令権は「リクスバンクの理事はその職務の遂行において議会以外のいかなるものからも同行の運営に関する指令を受けることなく、また議会の決議によらなければ説明を求められ、責任を問われることはない」という消極的な性格のものであり、政府に対する同行の独立性の保障に重点が置かれている。またフィンランドでも議会がフィンランド銀行に対し現実に行使する権限は役員の任命および同行年次報告書の審査承認に限られ、政府はもちろん、議会からの干渉もない旨その年次報告書に述べられている。

次に米国においては、合衆国憲法は議会に対して「合衆国の信用において借り入れをなし」また「貨幣を鑄造し、その価値を規制する」権限を与えているが、多年にわたる解釈および判例によってこれがいわゆる議会の通貨大権であるとされ、これに基いて議会は連邦準備法を制定し、その主要権限を連邦準備制度に専管的に委任したのであるといわれる。したがつて連邦準備制度は、大統領を長とする連邦政府に対して特殊の独立性を有する機構となつており、その賦与されている権限の整備されていることとあわせ、世界において最も強固な中央銀行組織とされている。